

開示請求書受付番号

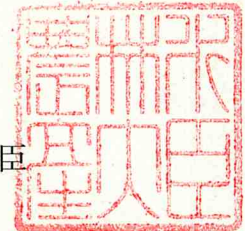
23110

23消安第5625号
平成24年2月13日

行政文書不開示決定通知書

みやざき・市民オンブズマン 御中

農林水産大臣



平成24年1月10日付け（1月12日受付）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことを決定しましたので通知します。

記

- 不開示する行政文書の名称
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第10回から第15回までの会議の音声記録。
- 不開示とした部分とその理由
請求のあった食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第10回から第15回までの会議の音声記録については、不存在のため不開示とした。

*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対して異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等

消費・安全局動物衛生課 総務班

住所：東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111 内線4581